

第4章 空き家を管理する場合には 近隣に迷惑をかけないようにしよう。

1. 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

自分でできる管理方法

作業項目		作業内容	
内 部	通風・換気 (60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めない ためには、できる だけ頻繁に行いま しょう
	通水 (3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外 部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑 にならないよう 念入りに行いま しょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点 検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、 地震のあとは 必ず点検を 行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	



※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

困ったときは相談しよう！

空き家の価値を維持し長持ちさせるために、点検で気になることが見つかったら、早急に対応しましょう。雨樋の修理、瓦のズレの補修などは、高所での作業になるため、業者に依頼しましょう。

また、遠方に住んでいて定期的な管理ができない方は、空き家の定期的な見回りや敷地内の除草、植木の剪定などのサービスを代行している業者に相談してみましょう。



空き家に関する相談窓口 P10参照

保険に加入しよう。 [火災保険、地震保険]

空き家は、定期的に管理をしていても、日常的な人の出入りがある住宅に比べ火災、天災、盗難に対するリスクが高くなります。

今は誰も住んでいないけれど、いずれは売却したい、人に貸し出したいとお考えの方は火災保険に加え、地震、水害、盗難などに対応した保険への加入を検討しましょう。



空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

- 軒裏**
 - ・軒天材の異状（シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ）
- 雨とい**
 - ・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ
- 窓・出入口ドア**
 - ・ガラス、建付けの異状（割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合）
- バルコニー**
 - ・床材、手すりの異状（破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき）
- 外壁**
 - ・外壁材の異状（汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ）



屋根

- ・屋根材の異状（ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ）

天井

- ・天井材の異状（ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ）

内部・設備

- 壁**
 - ・壁材の異状（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ）

床

- ・床材の異状（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き）

室内ドア・障子

- ・建付けの異状（開閉の不具合、傾き）

設備

- ・給水、排水の不具合（赤水、詰まり、臭い、水漏れ）

土台・基礎

- ・基礎、土台の異状（ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道）

定期的に
点検しましょう



2. 空き家セミナー・相談会に参加しよう。

市では空き家の適切な管理方法や売却、賃貸による活用方法などを伝えする「空き家セミナー」を開催しています。

また、専門家によるアドバイスを行う「相談会」もあわせて実施しています。

開催日やテーマ等は随時、市政だより、市HP等でお知らせしておりますのでご確認ください！



お問合せ 都市安全課 TEL 043-245-5810

詳しくは 千葉市 空き家セミナー

検索

とお調べください。